

報 告 第 4 号

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり
専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

摂津市長 森 山 一 正

専 決 第 4 号

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り制定する。

令和5年5月2日専決

摂津市長 森 山 一 正

専決理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正に伴い、
令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることと
なったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年摂津市条例第28号）
の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。